

令和5年11月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年11月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

| | |
|-----|----------|
| 1番 | 今村 東 委員 |
| 2番 | 内田すなを 委員 |
| 3番 | 大石 敏裕 委員 |
| 4番 | 甲斐サエ子 委員 |
| 5番 | 柿本 正信 委員 |
| 6番 | 川津 富夫 委員 |
| 7番 | 古賀 喜治 委員 |
| 8番 | 後藤マス子 委員 |
| 9番 | 清水 邦宏 委員 |
| 10番 | 白水 貴 委員 |
| 11番 | 末次 龍夫 委員 |
| 12番 | 高田 光秀 委員 |
| 13番 | 田川 政文 委員 |
| 14番 | 田中 文 委員 |
| 15番 | 轟 香代子 委員 |
| 16番 | 中園 正彦 委員 |
| 17番 | 中村 裕 委員 |
| 18番 | 中山 健治 委員 |
| 19番 | 林田 高夫 委員 |
| 20番 | 日比生和雄 委員 |
| 21番 | 福島 哲憲 委員 |
| 22番 | 保坂 泰生 委員 |
| 23番 | 松隈 康吉 委員 |
| 24番 | 本山 龍一 委員 |

事務局の出席者は 3名である。

事務局 皆様、おはようございます。11月総会の開催に当たり報告いたします。
本日は、現委員数24中24名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 皆様、おはようございます。
それでは早速でございますが、11月の農業委員会総会を開催いたします。
それでは、議題にはいりたいと思います。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
第1号議案の審議番号18番は、議席番号**番、****委員が譲受人であり、農業委員等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。
よって、第1号議案は審議番号18番とそれ以外に分けて審議をいたします。
議席番号**番、****委員の退席を求めます。
それでは、審議番号18番について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案の1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。
6ページをお願いいたします。
西部地域、18番の1件です。
以上、審議番号18番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手を願います。

「なしの声」

議長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案、審議番号18番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号18番は可決されました。

審議番号18番の審議が終了いたしましたので、退席されています議席番号**番、****委員の出席を求めます。

****委員に報告いたします。審議番号18番は可決をされました。

それでは続きまして、審議番号18番を除く第1号議案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から4ページの14番までの14件です。

5ページをお願いいたします。

西部地域、15番から6ページの18番を除く7ページ、23番までの8件です。

以上、審議番号1番から18番を除く23番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案の審議番号7番、8番、12番及び16番は、新規就農者の取得案件であり、また審議番号10番、11番、20番及び21番は農地新規取得の案件でありますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員より報告をお願いいたします。

それでは、報告をお願いいたします。

委 員 第1号議案、審議番号7番、8番の議案についてヒアリングの結果を報告いたします。

審議番号7番及び8番の案件につきまして、10月19日に申請人の****氏と****委員及び****委員、並びに****推進委員、農業委員会事務局、田主丸

事務所職員においてヒアリングを実施いたしました。

申請人の****氏は現在、田主丸町田主丸に住んでおり、今回、実家に隣接する田主丸町野田の農地を売買して取得し、農業を始める予定です。申請人の年齢は49歳です。営農計画書は野菜を栽培する計画となっております。農作業従事者は主に本人と夫、妹が従事する予定です。農業経験はありませんが、近隣の野菜農家の方々から技術指導を受ける予定となっております。近隣農家は大規模農家やベテラン農家も多く、営農知識、技術等の面でも問題ないものと思われまます。農機具につきましては、初めは近隣農家から耕うん機等を借用する予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理が見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果につきまして、11月1日の東部審査会に報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、審議番号7番及び8番のヒアリング結果について、報告を終わります。

続きまして、第1号議案、審議番号10番につきまして報告いたします。

審議番号10番の案件につきまして、10月18日、申請人の****氏と****委員及び****委員、並びに****推進委員、農業委員会事務局職員においてヒアリングを実施いたしました。

申請人は、****氏は現在上津町に住んでおり、今回、田主丸町益生田の農地を売買にて取得して、農業を始める予定です。取得する農地は、息子が購入する住宅の隣接地となっております。申請人の年齢は75歳です。営農計画書は果樹、柑橘類、ブルーベリーを栽培する計画となっております。農作業従事者は、主に本人と妻が従事する予定です。農業経験につきましては、申請人の実家は野菜農家であり、幼少期から野菜作りの手伝いをしていたことです。また、10年ほど前から知人の土地を借りて、夏野菜、冬野菜の栽培を行っております。農機具につきましては、軽トラ、噴霧器を所有しており、耕うん機は購入、トラクターは知人から借用する予定となっております。就農後の相談相手は、近隣の果樹農家へ相談を行う予定です。ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、土地の継続利用や適正管理を見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果につきましては、11月1日の東部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で審議番号10番のヒアリング結果について、報告を終わります。

続きまして、審議番号11番につきまして報告いたします。

審議番号11番の案件につきまして、10月25日に申請人の****氏と****委員、****推進委員、農業委員事務局、田主丸事務所職員において、ヒアリングを实

施しましたので報告いたします。

申請人の****氏は現在、田主丸町森部に住んでおり、今回、隣接する農地を売買で取得し、農業を始める予定です。申請人の年齢は27歳です。営農計画はみかん、柿を栽培する計画となっております。農作業従事者は主に本人と母が従事する予定です。農業経験につきまして、本人2年、母4年となっております、JAにじのアルバイトとして葉物野菜の収穫などをされています。農機具につきましては、草刈り機を近隣の果樹農家から借用する予定となっております。就農後の相談相手は近隣の果樹農家へ相談を行う予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理が見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果につきまして、11月1日の東部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、審議番号11番のヒアリング結果について報告を終わります。

次に、審議番号12番につきまして報告いたします。

審議番号12番の案件につきまして、10月17日に申請人の****氏と****委員及び****委員、並びに****推進委員、農業委員会事務局、田主丸事務所職員においてヒアリングを実施いたしました。

申請人の****氏は、現在福岡市早良区に住んでおり、今回田主丸町森部の農地を売買で取得し農業を始める予定です。申請人の年齢は35歳です。営農計画はキュウリ、ブドウを栽培する計画となっております。農業従事者は主に本人と夫が従事する予定です。農業経験につきましては4年となっております、家庭菜園が3年、知人のハウスでイチゴ栽培の手伝いが1年です。農機具については草刈り機、軽トラック、トラクターを所有する予定です。また今回取得する農地は管理されておらず荒れている状態ですが、農地の整備に使用するユンボを借用する予定です。就農後の相談相手は近隣の果樹農家へ相談を行う予定です。またJAにも就農の相談をされています。ヒアリングをした結果、本人のやる気も見られ、農地の継続利用や適正管理も見込めると考えられます。

またヒアリング結果につきまして、11月1日の東部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、審議番号12番のヒアリング結果について、報告を終わります。

報告は以上です。

委員 第1号議案、審議番号16番のヒアリング結果報告を行います。

審議番号16番の案件につきまして、10月26日に申請人の*****株式会社、代表取締役****氏と、****委員と****推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の*****株式会社は、現在、三潴町高三潴に所在しており、今回大善寺町夜明の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。営農計画は、ハウスにてイチゴを栽培する計画となっております。農作業従事者は主に代表者本人が従事する予定です。農業経験については1年となっております、苗作り、株の管理、収穫、パック詰めを経験されております。農機具については管理機を借用する予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理が見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について11月2日の西部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、審議番号16番のヒアリング結果について、報告を終わります。

私からの報告は以上です。

委 員 審議番号20番及び21番の案件につきまして、10月19日、申請人の****と****委員と****推進委員、農業委員会事務局、三潴事務所職員においてヒアリングを実施しました。

申請人の****氏は現在、安武町住吉に住んでおり、今回職場に隣接する三潴町草場の農地を売買により取得して、農業を始める予定です。申請人の年齢は45歳です。営業計画はハウレンソウ、ジャガイモを栽培する計画となっております。農業従事者は主に本人と両親が従事する予定です。農業経験はありませんが、知人の野菜農家の方から教わりながら栽培を行っていく予定となっております。農機具については、耕うん機を借用する予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理が見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、11月2日の西部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、審議番号20番及び21番のヒアリング結果について、報告を終わります。

私からの報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。どうぞ。

委 員 1点、ちょっと質問をさせていただきます。
今のヒアリングの結果の報告で、例えば審議番号7番、8番の権利移転の事由が農家創設と書いてあります。また、10番、11番の権利移転の事由は農地新規取得という事由を書いてありますが、どのように使い分けされているのか、質問を1点いたします。

事務局 それではご質問に対して回答させていただきます。
こちらは、下限面積の撤廃が4月から施行されまして、その中で通常の農業をやっていく方と、農業を職業とされていない方の取得というのが混在するような内容になってきたというところで、総会の前の代表者会議の中で、ここの表現を分けたほうがいいのではないかというご意見等もございまして、そういったところで、農家創設と農地の新規取得というところで文言を分けさせております。農家創設のほうは以前の出荷や販売等を最終的には目標とされてある方の、新規で農業を始められる方の表現となっております、農地の新規取得というのは農業を始めるまではいかないんですけれども、農地を取得してきちんと管理して栽培をやっていくという方の表現となっております。
また、代表者会議等の中では、ヒアリングを実施するしないというところも議論になったんですけれども、農業委員のほうからはどちらにしてもヒアリングを行うべきだというご意見がありましたので、両方ともヒアリングを実施させていただいているのが現状でございます。
説明は以上となります。

委 員 それでは、農家創設というのは要するに営業目的といいますか、農地新規取得という事由は、例えば家庭菜園とか、そういう自家用の野菜を作るくらいの農家という解釈でいいでしょうか。

事務局 はい、お見込みのとおりです。

委 員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 よろしゅうございますか。ほかにございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質問ないようでございますので、ただいまから採決をいたします。
審議番号18番を除く第1号議案について賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により、審議番号18番を除く第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案にはいります。
農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域1番から3番までの3件です。
1番、申請地、田主丸町鷹取、田、2筆、計404m²、申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。
2番、申請地、田主丸町森部、畑、189m²、申請理由、申請地を取得して露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。
3番、申請地、北野町十郎丸、田、488m²、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。
9ページをお願いいたします。
西部地域4番から11ページ、10番までの7件です。
4番、申請地、荒木町藤田、田、7筆、計4,423m²、申請理由、申請地を取得して露天資材置場として利用するものです。
5番、申請地、高良内町、畑、32m²、申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

10ページをお願いいたします。

6番、申請地、藤光町、田、畑、4筆、計1,585.42m²、申請理由、申請地を取得して露天資材置場の敷地を拡張するものです。

7番、申請地、藤山町、田、2,216m²のうち1,000m²、申請理由、申請地を借り受けて露天資材置場として利用するものです。なお、こちらにつきましては一時転用となっており、許可後から5年間の利用というところになっております。

続きまして、8番、申請地、藤山町、畑、210m²、申請理由、申請地を取得して露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いいたします。

9番、申請地、三潴町草場、田、2筆、計1,581m²、申請理由、申請地を取得して住宅型有料老人ホームを建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、三潴町玉満、田、5筆、計4,348m²、申請理由、申請地を取得して特定建築条件付売買予定地（17区画）として利用するものです。

審議案件は以上となります。なお、審議番号4番及び審議番号10番の案件につきましては、転用面積が3,000m²を超えるものに該当しており、また審議番号9番の案件につきましては、転用面積は3,000m²を超えないですが、農地区分が農用地または第1種農地で転用面積が1,000m²を超えるものに該当しておりますので、こちらの3件につきましては、県農業会議へ意見聴取をする案件となっていることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番でお願いをいたします。

委 員 東部審査会について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、船越小学校から南東へ約700m、水縄小学校から北東へ約3kmのところの位置します。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一

団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の水路へ排水します。約40cmの盛土を行い、北側の道路より高くする計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロック3段を設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは2番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。転用事業者は看板業を営んでおります。申請地は、水縄小学校から北東へ約1.8km、船越小学校から南東へ約2kmのところになります。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。切土・盛土はなく、整地のみで周囲と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは3番です。転用目的は自己用住宅を建築するものです。申請地は報恩保育園から北へ約850m、西鉄古賀茶屋駅から南東へ約750mのところになります。農地区分については、都市計画法に規定する、用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して南側の水道へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。約20cmから40cm盛土をして北側の道路より高くする計画です。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック2段から5段により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、3件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

委員 それでは、西部審査会の報告をいたします。

審議番号は4番、地図ナンバーは4番でございます。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。申請者の業種は土木工事業です。申請地は、久留米工業大学から南西へ約570m、荒木中学校から東へ約2.2kmのところに位置します。農地区分につきましては、本件は7筆の農地が申請地となっております。東側の農地1筆は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に大学と保育園がある農地でありますので第3種農地と判断しております。残りの農地6筆は、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して北側及び南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。高いところで1m40cmほど盛土を行い、周囲との高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号5番、地図ナンバーは5番。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、青峰小学校から西へ約400m、高牟礼中学校から南西へ約600mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して、南側道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続いたします。高いところで50cmほど盛土を行い、道路と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロックを1段から5段設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号6番、地図ナンバー6番です。転用目的は、露天資材置場の敷地を拡張するものです。申請者の業種は建設業です。申請地は、久留米工業大学から南西へ約850m、荒木中学校から東へ約1.9kmのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下にて排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。高いところで80cmほど盛土を行い、周囲との高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、法面施工及び残コンブロックを2段設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号7番、地図番号は7番です。転用目的は、一時転用（露天資材置場）とし

て利用するものです。申請者の業種は建設業です。申請地は祐誠高等学校から北東へ約950m、明星中学校から南東へ約1kmのところに位置します。農地区分につきましては、農用区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下にて排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。切土及び盛土はなく、整地のみで周囲との高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号8番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。申請者は建設業を営んでおります。申請地は、久留米工業大学から南東へ約650m、明星中学校から南東へ約700mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設なので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び東側道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。高いところで80cmほどの切土を行い、周囲との高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック1段から8段により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは9番です。転用目的は、住宅型有料老人ホームを建築するものです。申請地は、三潞小学校から西へ約1.7km、城島小学校から東へ約1.6kmのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。高いところで80cmほど盛土を行い、道路高と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロックを2段から5段設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは10番です。転用目的は特定建築条件付売買予定地（17区画）として利用するものです。申請地は、西鉄犬塚駅から南東へ約200m、三潞中学校から南西へ約900mのところに位置します。農地区分につきま

しては、西鉄犬塚駅からおおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡、新設する道路側溝及び新設の排水路を經由して、西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽、新設する道路側溝及び新設の排水路を經由して西側の道路側溝へ排水されます。高いところで1 m30cmほどの盛土及び20cmの切土を行い、道路と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロックを1段から4段設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、西部地域7件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが無題ないものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようございますので、これにて質疑を終了します。
第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決をされました。なお、審議番号4番、9番及び10番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取をいたします。

続きまして、第3号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

第3号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番から3番までの3件です。

1番、申請人、小森野6丁目、****、経営面積19,971m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、藤山町、****、経営面積20,319m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3番、申請人、安武町住吉、****、経営面積13,776m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。なお、こちらの案件につきましては、申請人はイチゴのハウス栽培を行い、農地移動適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、「花き栽培等の集約経営が行われる場合」とあり、申請人はその特例に該当しているものと判断しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第3号議案について賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。続きまして、第4号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

13ページをお願いいたします。

第4号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転14件。2、利用権設定（通年作）814件。3、利用権設定（期間借地）58件です。

利用権設定は、久留米市では年に2回、6月と11月に決定を行っており、今月は11月26日から開始する農地の貸し借りを決定するものとなります。

14ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区1番から15ページの9番までの9件です。

1、所在地、荒木町荒木、田、4,483m²、推進機構からの買い入れとなります。

2番、所在地、荒木町下荒木、田、1,044m²、推進機構からの買い入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、申請人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業において、面積の基準の特例として権利を取得させるべきものが新規就農者である場合とあり、申請人はこの特例に該当していると判断しております。

3番、所在地、小森野4丁目、田、1,037m²、推進機構への売り渡しとなります。

4番、所在地、藤山町、畑、2筆、計8,557m²、推進機構への売り渡しとなります。

5番、所在地、藤山町、畑、2筆、計6,185m²、推進機構への売り渡しとなります。

15ページをお願いいたします。

6番、所在地、宮ノ陣町五郎丸、田、3,455m²、推進機構への売り渡しとなります。

7番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、3,063m²、推進機構への売り渡しとなります。

8番、所在地、安武町住吉、田、847m²、推進機構への売り渡しとなります。

9番、所在地、山川神代2丁目、田、1,209m²、推進機構からの買い入れとなります。

16ページをお願いいたします。

第2区、10番の1件です。

10番、所在地、田主丸町志塚島、田、5,542m²、推進機構への売り渡しとなります。

す。

第3区、11番から13番までの3件です。

11番、所在地、北野町大城、畑、2筆、計1,836m²、推進機構への売り渡しとなります。

12番、所在地、北野町十郎丸、田、4,334m²、推進機構からの買い入れとなります。

第4区、14番の1件です。

14番所在地、城島町西青木、田、1,095m²、推進機構からの買い入れとなります。

17ページをお願いいたします。

2、利用権設定（通年作）。こちらは右下の総計のみご説明いたします。

契約件数814件、筆数2,057筆、設定面積287万2,621.23m²です。

18ページをお願いいたします。

3、利用権設定（期間借地）。こちらについても右下の総計のみご説明いたします。

契約件数58件、筆数131筆、設定面積26万8,788m²。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から14番まで、2、利用権設定（通年作）814件、3、利用権設定（期間借地）58件、以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第4号議案について賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て、通知をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。報告第4号、農地法

第5条の規定による許可の取消願について。事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
どうぞ。

委 員 単純な質問ですけど、このコンビニエンスストアの店舗の転用目的で、届出だけで済むでしょうか。

5条許可がなくて、届出だけで取引が、貸し借りができるでしょうか。

議 長 お願いします。

事 務 局 回答いたします。

19ページから始まる、農地法第4条の届出の報告の分と、次の20ページから始まる農地法第5条の届出の報告につきましては、先ほどご質問いただいたとおり、こちらは、旧久留米市内に設定されております、都市計画法上の市街化区域の中にある農地についてのものです。許可を受けずに、届出で転用行為ができる届出での報告といった手続きになっております。こちらが、市街化区域が旧久留米の中だけにしか存在しないものでして、旧4町につきましては都市計画法上、用途地域というのが指定されております。その用途地域に関しまして、農地区分は第3種農地ということで、エリア内の農地は転用ができる農地ですけれども、許可は必ず受けていただかないといけないというところになっておりますので、旧久留米の市街化区域内の農地の転用行為に関してのみ、届出で処理ができるという内容になっております。

委 員 どんなに駅に近くてすぐそこでも、許可を出して、許可を受けなければいけないということですね。

事 務 局 はい。市街化区域以外は必ず許可が必要というところになっております。

委員 すみません。今更。

議長 いえいえ、とんでもないです。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。
した。

ほかに何か報告事項、質疑がございましたらお願いします。

「なしの声」

議長 なければ、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。
次にお諮りをいたします。本総会におきまして、議決された案件で、条項、字句、
数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたい
と思っておりますが、これに異議ありませんでしょうか。

「なしの声」

議長 それでは、異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字、
その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10
条第2項の規定により、5番、柿本正信委員、16番、中園正彦委員にお願いをいた
します。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。